

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道

藤 川 仁 司

第2 監査の種類

物品管理に関する監査

第3 監査の概要

1 監査の実施日

平成31年1月8日

2 監査の対象とした部課

みよし市民病院 管理課（院内保育所）

教育部 学校教育課（みよし市教育センター「学びの森」）

3 監査の対象とした事項及び範囲

物品管理に関する事務

4 監査の着眼点及び実施方法

みよし市物品管理規則（以下「規則」という。）及び消耗品管理基準（以下「基準」という。平成30年7月1日以降に購入した消耗品は基準を運用する。）並びにみよし市民病院事業会計規程（以下「規程」という。）のとおり、適切に物品（消耗品）の記録管理がされているか。また、保管方法は適正か等を主眼とし、現物の実査及び現物と消耗品受払簿等関係書類を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施しました。

第4 監査の結果

以下、監査対象課ごとに上記着眼点に沿って監査結果を報告します。

1 みよし市民病院（院内保育所）

平成31年1月8日午前10時40分から、病院事務局長、管理課長及び副主幹立会いのもと監査を実施した結果、対象とした物品は、規程第63条第2項に基づき、物品整理簿を備え、所定の配置場所において適正に管理がされていました。物品整理簿と所管課等の標識番号も整備されておりました。

2 教育部学校教育課（教育センター「学びの森」）

平成31年1月8日午後2時50分から、学校教育課長及び副主幹立会いのもと監査を実施した結果、対象とした消耗品は、規格・数量等が請求書どおりに納品され、所定の配置場所において保管されていました。

しかしながら、消耗品受払簿に記帳が必要だと考えられる消耗品について一部記帳されてなく、また所管課等の標識番号の整備がされてないものがありました。

第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、教育センター「学びの森」について次のとおり意見を付します。

1 消耗品受払簿の記帳について

消耗品の受払簿への記帳について、規則で規定している「特に重要でないもの」の定義を明瞭にするため、平成30年7月1日より消耗品管理基準が運用されました。

それに伴い、消耗品受払簿へ記帳し管理する消耗品がより明確になりましたので、今後は基準第2条第1項及び第2項の規定を再確認し、管理を必要とする消耗品について、消耗品受払簿に記帳されるよう努められたいと考えます。

2 所管課名の標示について

監査の対象とした消耗品について、所管課等の標示がされていないものがありました。消耗品についても備品と同様に規則第10条の規定に準じて、標識を付することが困難なものや付する必要がないと認められるもの以外については、所管課等を明確にしておくことが望ましいと考えます。